

(別記 1)

一団の農用地の要件について

- 1 団地とは、一つの農用地又は物理的に連担している農用地をいう。この場合、連担とは、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接していることをいう。団地は、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の適否を判定する単位である。
- 2 団地が以下の条件で区切れる場合には、当該団地の一部を区切って指定することができる。
 - (1) 傾斜が明確に変化している場合
 - (2) 道路を境界とする場合
 - (3) 水路を境界とする場合
 - (4) 河川を境界とする場合
 - (5) ため池等の水利掛かりを境界とする場合
 - (6) 小字界を境界とする場合
 - (7) 土地改良事業の実施範囲を境界とする場合
 - (8) 農業生産組織等の管理範囲を境界とする場合
- 3 一団の農用地とは、農用地面積が 1 h a 以上の団地又は農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上のものをいう。

(別記 2)

勾配の測定について

1 勾配

- (1) 本交付金の対象基準を判定する勾配については、原則として、団地ごとに勾配を測定するための測定単位を設け、平均的な傾斜（以下「主傾斜」という。）により判定するものとする。測定方法は、測定単位内で設定する主傾斜となる法線（以下「測定法線」という。）で行い、勾配を分数表示で算出するとともに、水田以外の地目は度数表示に換算する。
- (2) 地形変化等により団地ごとの勾配が1つの法線では測定できない場合等には、団地内に複数の測定単位を設けることができる。

2 勾配の測定方法

- (1) 勾配の測定方法は、原則として現地にて実測することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、図上により測定を行うことができる。
ただし、団地の勾配が、交付金の対象基準からみて、傾斜区分の内外付近の傾斜である場合には、必要に応じて農林水産省測量作業規程（平成9年7月3日付け9構改D第463号構造改善局長通達）に準拠して現地において実測を行う。
- (2) 図上により測定を行う場合（1/2,500 程度以上の縮尺による場合）には、測定単位内で測定法線が等高線におおむね直角に交わる方向で測定する。
地形変化等により団地内に複数の測定単位が存在する場合には、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地の主傾斜を算定する。その場合、各測定単位の勾配を分数表示（分母表示の小数第1位まで）した上で加重平均し算出する。
ただし、1団地内において傾斜が何方向に分かれるなど傾斜方向が特定できず、複数の測定単位を設けて加重平均することが困難な場合には、特例的に測定単位界の最高地点と最低地点を結ぶ測定法線が最長距離となるものにより測定することができる。この場合、測定法線が測定単位の大きさを大幅に下回る場合には、測定単位を細分割する。また、明らかに田で1/20（畑で15度）以上であるときは、当該最長距離となるものにより測定することができる。
- (3) 大きな団地で勾配を測定する場合には、測定単位を格子状（メッシュ）に細分割し、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地全体の主傾斜を算出する。
- (4) 団地内に異なる地目が存在する場合には、原則として地目ごとに団地を細分割し勾配を測定する。ただし、団地内に異なる地目が混在する場合にあっては、当該団地を一つの測定単位として主傾斜を測定し、地目に関係なく田も畑も同一の勾配を適用することができる。
- (5) 勾配の判定に際しては、分数表示の場合にあっては分母数字の小数第一位を切り上げ、また、度数表示の場合にあっては小数第一位を切り捨てることとする。

(別記3)

緩傾斜農用地のガイドライン

市町村長は、耕作放棄の発生を防止する観点から、次の事項を参考に緩傾斜農用地を対象とすることの可否、対象基準の設定及び緩傾斜農用地の対象範囲を定める。

1 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上）と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している場合

2 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

(1) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地を含む。）10%以上）。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算出に使用する統計データ及び判定方法は第3の12に準ずるものとする。

(2) 土壌条件が著しく悪い場合
等

(別記4)

特認基準のガイドライン

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地（3の農用地を除く。）

8法地域内の農用地にあつては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地（3の農用地を除く。）

8法地域以外の農用地にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、第3の13の(3)により、必要があれば調整するものとする。

(1) 8法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(令和5年3月2日付け4統計第1883号)の3の(1)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率(平成27年～令和2年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/k㎡未満であること

(4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

3 復興特別区域(東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第2条第2項に規定する復興特別区域をいう。以下同じ。)内の農用地

復興特別区域内の農用地にあつては、傾斜農用地(田1/100以上並びに畑、草地及び採草放牧地8度以上)と同等の農業生産条件の不利性があり、東日本大震災に係る津波により、被災後の農業生産条件が不利となったこと。

4 各要件の算出方法等

(1) 2の(3)のアの「農林業従事者割合」は次式により算出する。

(当該市町村(旧市町村)の区域に係る農林業従事者数)÷(当該市町村(旧市町村)の

区域に係る 15 歳以上の人口) × 100 (%)

農林業従事者数：「2015 年農林業センサス」又は「2020 年農林業センサス」のデータとする。

15 歳以上の人口：「国勢調査(平成 27 年)」又は「国勢調査(令和 2 年)」のデータとする。

なお、適用するデータの年は、市町村(旧市町村)で統一することとする。

(2) 2 の(3)のアの「農林地率」は、次式により算出する。

(当該市町村に係る耕地面積及び林野面積の合計) ÷ (当該市町村の区域に係る総土地面積) × 100 (%)

耕地面積：「平成 27 年耕地及び作付面積統計」又は「令和 2 年耕地及び作付面積統計」に基づくデータとする。

林野面積：「2015 年農林業センサス」又は「2020 年農林業センサス」のデータとする。

総土地面積：「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」又は「令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調」のデータとする。

なお、適用するデータの年は、市町村で統一することとする。

(3) 2 の(3)のイの「D I D (人口集中地区)からの距離が 30 分以上」とは、次により判定する。

D I D 地区の中心地(住家等が最も密集している場所とし、住家等が同程度に密集している箇所が数カ所あるような場所は、市町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市町村役場等がかつて所在していた場所)から対象要望のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間で判定する。

(4) 2 の(3)のウの「人口の減少率」は、国勢調査報告の平成 27 年と令和 2 年の当該市町村(旧市町村)の人口により算出する。

(5) 2 の(3)のウの「人口密度」は、次式により算出する。

[当該市町村(旧市町村)の人口(国勢調査報告(令和 2 年))] ÷ [当該市町村(旧市町村)の面積(全国都道府県市区町村別面積調(令和 2 年))]

(6) 3 の「被災後の農業生産条件が不利」とは、被災後の当該地域の単位面積当たりの収量が、当該地域の存する市町村の被災前の直近 5 年間(平成 18 年度～平成 22 年度)の単位面積当たりの収量のうち最も少ない収量を下回っているかどうかにより判定する。

(別記5)

対象農用地面積の測定について

- 1 団地面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 直接支払いの対象となる農用地面積は、団地及び筆ごとに次の方法により把握する。
 - (1) 団地ごとの面積
 - ア 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等(以下「地籍図等」という。)がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - イ アの地籍図等はないが、1/2,500 程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。
 - ウ アの地籍図等及びイの図面等がない場合には、農林水産省測量作業規程に準拠し、現地において実測する。
 - (2) 筆ごとの面積
 - ア 地籍図等がある場合には、地籍図等に基づく台帳の面積とする。
 - イ (1)のイ及びウの場合には、次の算式による。

$$\text{一筆の面積} = (1) \text{による団地の面積} \times \frac{\text{地籍図等以外の公的資料による当該筆面積}}{\text{地籍図等以外の公的資料による当該団地の面積}}$$

- 3 土地改良事業施行中の団地の農用地面積は、一時利用地に指定される以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。
- 4 令和7年度の農用地指定の時点において1/2,500程度以上の縮尺図面等と同等以上の精度の測定手段を有しておらず、かつ、何らかの理由により実測が困難な場合には、精度の低い図面等による測定値を用いた指定を行うことは差し支えない。

ただし、当該団地については、交付金申請時までには1/2,500程度以上の縮尺図面等を用いた測定と同等以上の精度で検証し、交付金の申請を行うこととする。

(別記6)

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備のガイドライン

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備の目標(おおむね10~15年後の実現を目途とした目標)は地域の実情に即して、次に示す、体制整備の方向を参考とする。

- 1 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備(核となる集積対象者が育成される可能性のある集落の場合)
 - (1) 核となる集積対象者(農地所有適格法人、生産組織、認定農業者、農作業の受委託組織(第三セクター、コントラクター等)等)の育成及び当該集積対象者への農用地の集積等
 - (2) (1)の集積対象者と集落内の他の高齢農家等との有機的連携

- 2 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備(既に集落を基礎とした営農組織を実践している集落や核となる集積対象者が育成される見通しがなく兼業農家が主の集落の場合)
 - (1) 集落を基礎とした営農組織の構築・充実
 - (2) 特定農業法人化
 - (3) 定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備

- 3 その他地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備(小規模・高齢化集落等自力だけでは将来の農業生産活動等の継続が危ぶまれる集落の場合)
 - (1) 活力がある周辺集落との連携
 - (2) NPO 法人や地域外の集積対象者等との連携(棚田等の農村景観を活用したグリーン・ツーリズムの推進等)
 - (3) 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う、農村型地域運営組織の形成

(別記 7)

集落協定及び個別協定の実施状況の確認について

交付金の交付に当たっては、毎年度、集落協定又は個別協定の対象となる協定農用地の農業生産活動等の実施を確認するものとし、その確認事項、確認方法及び事務処理は以下のとおりとする。

なお、実施状況の確認に当たって、協定において交付金の不適切な運用が疑われる場合は、事前に通知を行わず、抜き打ちにて確認を行うこととする。

1 確認事項及び確認方法

確認事項及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

確認事項	確認方法
1 作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施	集落協定及び個別協定で規定している行為の実施状況並びに実施要領の運用第7の1の(3)のキの「交付金の使用方法」の規定について、現地見回り、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査に関する調査結果、写真（航空写真含む。）、衛星画像、航空機（無人航空機含む。）、現地の状況を把握できる資料、関係資料等（経営所得安定対策、多面的機能支払交付金の現地確認結果等）により確認。利用権の設定等については農地法第3条の規定に基づく許可書、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画又は農作業受委託契約書等で確認
2 集落協定で定めている多面的機能を増進する活動の実施	現地見回り又は関係資料等の方法により確認
3 集落協定で定めている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施	現地見回り又は関係資料等により確認
4 加算措置	目標の達成状況について、現地見回り又は関係資料等の方法により確認 ネットワーク化加算においては、上記に加え、主導的な役割を担う人材の定着等の取組について、現地確認又は関係資料等の方法により確認
5 受給額	実施要領第6の3の(5)の規定の確認（交付金の受取を示す受領書による確認）
6 農業所得及び中核的リーダー	農業所得は実施要領の運用第6の1の規定について関係

一	資料等により確認 中核的リーダーは実施要領の運用第6の1の(1)のオの規定について現地見回り又は関係資料等により確認
7 環境負荷低減のチェックシート	集落協定に対しては実施要領の運用第7の1の(4)の規定について、聞き取り等により確認 個別協定に対しては実施要領の運用第7の2の(5)の規定について、聞き取り等により確認

2 確認事務処理

1の確認事項及び確認方法の事務処理については、以下のとおり行う。

(1) 書類審査

① 集落協定の場合

- ア 一団の農用地について実施要領第4の2の(1)から(6)までの基準に基づく審査
- イ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
- ウ 棚田地域振興活動加算について実施要領の運用第8の2の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第8の3の規定に基づく審査
- オ ネットワーク化加算について実施要領の運用第8の4の規定に基づく審査
- カ スマート農業加算について実施要領の運用第8の5の規定に基づく審査
- キ 集落機能強化加算の経過措置について実施要領の運用第8の6の規定に基づく審査

② 個別協定の場合

- ア 協定農用地について実施要領第4の2の(1)から(4)まで及び(6)の基準に基づく審査
- イ 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。
- ウ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第8の3の規定に基づく審査

(2) 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、集落協定及び個別協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、「年度集落協定の協定農用地確認野帳(参考様式第8号)」及び「年度協定農用地確認野帳(個別協定用)(参考様式第9号)」を作成する。

(3) 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。

(4) 確認図面等の整備

市町村は、現地確認を円滑に行うため、協定農用地が確認可能な 1/2, 500 程度以上の縮尺の確認図面を整備する（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書に示される実施区域位置図を活用することもできる。）。

(5) 現地確認

現地見回りは、以下のとおり行うものとし、その他の方法により現地確認を行う場合は、必要に応じて以下に準じて行う。

① 農業者等への連絡

現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時及び確認の方法等について、農業者等にあらかじめ連絡して行う。

② 現地での調査及び確認

ア 現地確認は、協定農用地ごとに (2) の確認野帳により所要の事項を確認するとともに、協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、適切に実施されているかを調査及び確認する。

現地確認の実施に当たっては、市町村は、確認野帳の記の 1 から 4 までの各項目について、協定農用地ごと（水路・農道等の管理にあつては施設ごと、多面的機能を増進する活動にあつては活動ごと）に現地確認チェックリスト（参考様式第 11 号）によりその現状を確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

イ 現地確認に当たっては、農業者等の立会を求めることができる。

(6) 確認結果の通知

市町村は、(5) の現地確認終了後、集落協定代表者及び個別協定申請者に対し、(5) の②のアの確認野帳の写しを送付する。